

安田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

安田町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

この計画は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員の健康を維持し、教育の質の向上を図ることで、町教育振興基本計画の基本理念である「心豊かでたくましく、高い志を掲げ、ふるさと安田の未来を拓く人を育てる」を実現することを目的として策定する。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年5月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「安田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する安田町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	43時間47分	25.0%	3.9%
中学校	33時間28分	20.1%	1.4%

- 小中学校の平均では、時間外在校等時間が月45時間を超える割合が22.8%となっている。各種研修会や各校務分掌及び、中学校の部活動顧問・指導業務の負担が大きくなっている。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条※に基づき本計画を策定するものである。

※ 第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【15.4日】
- ・ 「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教職員の割合を95%以上にする。【96%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

2に掲げる目標の達成に向け、以下の内容に重点的に取り組むこととする。

(1) 学校運営の効率化に向けた取り組み

ア 学校において取り組む内容

○ 組織的な働き方改革の推進

- ・ 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校における働き方改革を着実に進め、学校全体で組織的に業務の効率化・削減に取り組み、教職員の負担軽減を図る。
- ・ 校内研修や職員会等の機会を活用し、業務の見直しや改善に対する教職員の共通理解を図るとともに、一人ひとりが主体的に取り組む意識の醸成につなげる。

○ 学校運営協議会での協議

- ・ 学校運営協議会における業務量管理・健康確保措置の実施等に関する協議等も踏まえ、本計画に基づく学校における働き方改革の取り組みを推進する。

○ 校内会議の精選

- ・ 校内会議については、開催目的や必要性を整理し、回数や時間の精選を行うとともに、資料の事前共有やオンラインの活用などにより効率化を図り、教職員の負担軽減と業務時間の確保につなげる。

- 学校行事の見直しと勤務時間を意識した業務の徹底
 - ・ 学校行事の教育的意義を勘案したうえで、十分な効果が見込めない行事・活動等については見直しを検討する。また、教職員の業務終了時刻を意識した働き方を進める。
- 日課表の見直し
 - ・ 校内清掃や職員朝礼等の在り方を見直すなど、日課表の見直しにより放課後等の空き時間を創出し、教職員が余裕を持って、授業準備や教材研究などに専念できる時間を確保していく。
- 学校閉校日・定時退校日・最終退校時刻の設定
 - ・ 学校閉校日や定時退校日・最終退校時刻を設定し、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図る。
- デジタル化・効率化の推進
 - ・ 教育 DX を推進するとともに、校務にかかる文書作成や、校内外の関係者との連絡調整等の業務を遂行する場合においても、生成 AI を効果的に活用し、業務の効率化を図る。この際、文部科学省から示されている「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（令和 6 年 12 月）」等も参照の上、適正に利用する。
 - ・ 業務時間外の案内や通話録音をアナウンスする電話設備の設置を進めるなど、時間外への対応の見直し・削減を図る。
- イ 各学校の取り組みを推進するために、教育委員会が取り組む内容
 - 学校における働き方改革への支援
 - ・ 各校の管理職への研修や働き方改革の推進役となるリーダー職員の養成研修を実施するなど、働き方改革の背景や目的、具体的な実践事例等について理解を深めるとともに、学校全体で業務改善を推進していくためのマネジメント意識の向上を図る。
 - ・ 学校に対し、国や他県の先進事例の情報提供を行うとともに、各校の実情に応じた取り組みへの支援を行う。
 - 校務 DX・デジタル化の推進
 - ・ 学校家庭連絡システム等のデジタルツールと校務支援システムとの効果的なデータ連携を進める。
 - ・ デジタル技術を活用した校務の効率化に関する県内外の好事例（生成 AI の活用事例に関する情報を含む）の収集に努めるとともに、学校に対してそれぞれの事例を発信・共有することや、研修の実施などにより、校務の負担軽減を図る。
 - 支援スタッフの配置・活用
 - ・ 教育の専門性を必要としない業務に従事する教育業務支援員等の外部の支援スタッフ等の配置と効果的な活用を推進する。

- 校外研修（年次研修・悉皆研修）の精選・見直し
 - ・ 校外での研修の負担を軽減するため、研修内容の精選を図るとともに、研修形態を見直し、オンデマンド研修やライブ配信研修、遠隔研修への移行を進める。
 - ・ 複数教員が同時に研修対象者となることで学校運営に支障が生じる場合には、校長の判断により、受講を次年度以降に繰り下げるなど、弾力的な対応を必要に応じて行う。

（２）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）
 - ・ 地域学校協働活動ボランティアや保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、中芸広域連合少年育成センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、業務内容を整理し、定型的な連携や調整業務については、地域学校協働活動推進員が担うことを基本とする体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 令和７年度に設置された中芸学校事務支援室との連携により学校事務体制の強化を図る。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「３分類」⑦関係）
 - ・ 広報資料等の作成・管理を事務職員が協働して行うなど、負担軽減を図る。
- ICT 機器の管理・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）
 - ・ ICT 支援員等を学校に派遣し、授業における ICT 機器の操作支援やデジタル教材の作成補助を行うなど、円滑な授業実施を支援する。

- 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・ 機械警備の導入・外部委託を通して教育職員の負担軽減を図るとともに、特定の職員に責任や業務負担が集中しない環境を引き続き整備する。
- 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・ 清掃業務の実施方法について、範囲や頻度、時間帯等の見直しを行い、業務の効率化を図る。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「安田町部活動の方針」を踏まえて、教育職員の過度な負担とならないように休養日や活動時間の設定を適切に行う。
 - ・ 教職員の負担軽減を図るため、顧問に代わり指導・引率を行う部活動指導員等、外部人材の活用を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの全校配置を継続するとともに、専門人材を活用した「チーム学校」による校内支援体制の強化を図る。

（3）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能について、計画期間中の全校設置に努める。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- メンタルヘルス対策の着実な実施
 - ・ 職員会での周知や職員室への掲示により各種相談窓口を共有するとともに、管理職による日常的な声掛けを行うなど、教職員が早期に相談できる職場環境を整える。
- 休暇等の取得の促進
 - ・ 計画的な休暇取得を促すとともに、互いに支え合う体制を整える。
 - ・ 子どもの行事など私的な事情等においても、気兼ねなく休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む。
- 医師による面談指導の実施
 - ・ 1カ月時間外在校等時間が100時間を超えた場合、または1カ月時間外在校等時間が80時間を超える月が2カ月連続した場合は、医師による面談指導を実施する。
- 多様な働き方の推進
 - ・ 教職員一人ひとりの状況等に応じた柔軟な働き方を推進するため、業務に支障がない範囲でフレックスタイム制などの制度の活用を推進する。
- 育児休業の取得促進
 - ・ 子どもが生まれる予定の教職員に対し「高知県教職員共働き・共育てサポートプラン」に基づく面談を実施し、育児休業や育児に関する休暇の取得を積極的に勧奨する。
 - ・ 周囲の理解と協力を得ながら、気兼ねなく制度を利用できる職場全体のバックアップ体制を構築する。

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

本計画を着実に実行し、学校における働き方改革を実効性のあるものとするため、以下のとおり、フォローアップ等を実施するものとする。

(1) 取り組みの推進について

- ・ 取り組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度安田町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ また、学校の管理職の業務量を適切に管理することは、学校全体の運営に良い影響を与え、教職員や児童生徒のために質の高い環境づくりにもつながり、将来的に管理職になりたいと思う教職員を増やすためにも重要である。そのため、町教育委員会は、本計画の取り組みや適切なサポートを通じて学校の管理職の持続可能な働き方を推進する。

(2) フォローアップについて

- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・ 町教育委員会においては、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 本計画について、国の動向や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて途中改訂を行い、取り組みの更なる充実を図るものとする。